平成２５年（フ）第２２３号
兵庫県西宮市北六甲台３丁目19番14号
債務者　祷　　陽子
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２３６号
兵庫県尼崎市南武庫之荘４丁目16番12号シューパレス103号、前住所岐阜県揖斐郡大野町大字大野820番地12
債務者　鈴木　夏子
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２０号
山口県周南市大字須々万本郷2482番地の11浜中アパート202号
債務者　藤田　　学
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第２６号
山口県周南市遠石１丁目16番20―306号、前住所山口県周南市周陽２丁目６番22号
債務者　島田　祐輝
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第２７号
徳島県鳴門市鳴門町三ツ石字芙蓉山下86番地２
債務者　小寺　泰夫
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８号
徳島県鳴門市鳴門町三ツ石字芙蓉山下86番地２
債務者　小寺　敬子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４３号
徳島県鳴門市大麻町市場字川向二15番地11大麻レインボーハイツ103号
債務者　小笠原常人
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４７号
徳島市津田町４丁目１番21号　ユニキューブ津田Ｂ棟
債務者　金山　仁美
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５４号
徳島県吉野川市山川町前川213番地72シテイハイツ山川206号室、旧住所徳島県美馬市穴吹町口山字西山153番地
債務者　岡野ますみ（旧姓福山）
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６９号
徳島県徳島市城東町２丁目４番40ー201号、旧住所徳島県板野郡上板町七條字大辻16番地13
債務者　瀬尾　　進
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０３号
北九州市小倉北区新高田２丁目36番１号　Ｂ201
債務者　陣内　雅義
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１６４号
北九州市八幡東区中央３丁目２番２―307号
債務者　吉田　惠子
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１８２号
北九州市八幡西区光貞台１丁目２番４―607号
債務者　渡邊　泰樹
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２０２号
北九州市戸畑区丸町１丁目３番16号
債務者　今田　敬子
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２２３号
福岡県遠賀郡岡垣町東松原１丁目13番４号コーポクロスロード206
債務者　松田　陽子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２２９号
北九州市八幡西区池田３丁目１番10号
債務者　原田　義光
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３７号
福島県須賀川市東作114番地１　ガーデンベル103号
債務者　佐藤美紀子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係